



令和7年1月8日

富士市特別職報酬等審議会会長 様

富士市長 小 長 井 義 正

特別職報酬等の額について（諮問）

富士市病院事業の常勤の特別職（事業管理者）の給料の適正額について
御審議の上、御答申賜りたく諮問いたします。

令和6年度富士市特別職報酬等審議会（第1回）会議録

I 日 時 令和7年1月8日（水） 午後1時10分～午後2時50分

II 場 所 市役所9階 第二委員会室

III 出席委員

きらり交流会議委員長_____内野浩恵

富士市町内会連合会会長_____荻野克雄

東海税理士会富士支部中小企業支援対策委員長_____小野京子

静岡県社会保険労務士会富士支部会員_____勝又紗子

富士市消費者運動連絡会常任理事_____小林俊子

富士伊豆農業協同組合富士地区本部地区本部長_____長橋房良

富士商工会議所副会頭_____増田正之

静岡県弁護士会沼津支部富士地区弁護士会会員_____山内有二

公募委員_____遠藤正人

公募委員_____本田香織

IV 事務局 事務部長 病院経営課長、病院総務課長

病院経営課経営財務担当1名 病院総務課人事担当3名

人事課長、人事課給与担当1名

V 議 題 特別職職員の報酬等の適正額について

【進行内容】

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 会長の選出、会長代理の指名

増田委員が推薦され、全員一致で選任される。会長代理には荻野委員が指名される。

- 5 諮問

市長から諮問書が会長に手渡される。

- 6 審議会開会

- ① 病院総務課長から諮問についての説明

本日、答申案のまとめまで進めていただきたい。

- ② 予備日の日程について

予備日は、1月14日（火）午後1時10分から市役所9階第二委員会室で開催。

- ③ 資料説明

経営財務担当統括主幹及び人事担当統括主幹から配付済みの資料を順番に説明。

【配付資料】

- ・ 特別職報酬等審議会の意義
- ・ 富士市における病院事業
- ・ 地方公営企業法全部適用への移行
- ・ 病院事業管理者の概要
- ・ 給与月額に関する考慮事項
- ・ 給与制度に関する考え方
- ・ 給料月額の検討
- ・ 今後のスケジュール
- ・ 富士市病院事業の経営状況（令和元年度～令和5年度）（別添資料1）
- ・ 静岡県内全部適用病院の事業管理者の給与の状況（別添資料2）

<追加資料>

- ・素案「特別職報酬等の額について（答申）」

【審議の状況】

○事務局からの説明と資料を参考にし、A、B、C案について皆様から順番にご意見をいただきました。

○〔委員〕病院の管理者は経営などとても大変ではないか。富士市でも救急車を呼んでもすぐ来ないという問題がある。やはり病院経営は決まった人がやる方がよいと思う。A～C案の中では、B案の教育長程度が金額としては良いのではないか。医師は非常に大変で、医師を大事にしていけないと、富士市の医療が駄目になってしまうと思うので、やはりB案が妥協点だと考える。

○〔委員〕今回初めてということで、現時点では情報が少なすぎて判断ができない。他の委員の意見を聞きながら考える。

○〔委員〕仕事内容等は分かっていないが、富士市で初めての病院管理者の給料とのことなので、他の市との均衡をみて考えていくことになると思うが、A～C案をみたときに感覚的で申し訳ないが、B案が良いのではと考える。

Q〔委員〕市長が選ぶというのは、市の職員から選ぶのか、それとも一般から選ぶのか。

A〔事務局〕事業管理者は、例えば別添2の1～5までの病院では基本的には派遣元大学の附属病院の副院長や院長経験者、医学部の教授である方を市長が任命し、事業管理者となっている。

Q〔委員〕その方の給料ということか。

A〔事務局〕そのとおり。

Q〔委員〕病院の会計には、中央病院で働いている医師やその他の給料が全部入っているのか。

A〔事務局〕そのとおり。別添1の医業費用給与費は、医師、看護師、薬剤師、事務職員などの給与が、令和5年度では83億円程度支給したという見方になる。

○〔委員〕医師の給料が安いと来ないだろうし、トップの方の給料であるなら、B案が妥当だと考える。

Q〔委員〕今度事業管理者になる方の給料は、給与費から支払われるのか。

A〔事務局〕 そのとおり。

Q〔委員〕 医業損益とあるが、ずっと赤字か。

A〔事務局〕 救急医療、小児医療、周産期医療はいわゆる不採算部門であるが、中央病院は公立病院であり、そのような赤字部門を富士医療圏の最後の砦として一手に担っている。こうした医療については一般会計からの支援がある。救急医療は医業収益の一般会計負担金から、小児医療、周産期医療、がん治療などの高度医療は医業外収益の一般会計負担金からの支援をいただいております、こうしたものをいただかないと成り立っていかないのが公立病院の事業運営である。

Q〔委員〕 改定は市長たちと同じ2年か。

A〔事務局〕 そのとおり。

○〔委員〕 同じ仕事をするのであれば、同じ業種、業態の平均値を算出したA案になると考える。

Q〔委員〕 資料に、他自治体病院における給与月額との均衡を重視とあるが、これは誰の給料か。

A〔事務局〕 県内の全部適用病院の事業管理者の月額の平均である。

○〔委員〕 県内の他病院における病院事業管理者の給料ということであれば、第一にA案を検討すべきだと考える。給与月額に関する考慮事項について、A) 病院事業管理者の職責については、従前市長の行っていたものあり、財政部門とのやり取りなど重たく大変なものだと考える。B) 富士市立中央病院の経営状況は、今回病院管理者の給料がプラスの支出となるが、それほど問題ないところだと考える。C) 市民の理解を得られる水準については問題ないだろうと考える。D) 県内において、全部適用の病院を設置している都市の状況については、事業の観点からもA案だと考える。E) 本市における常勤特別職の給与の考え方については、教育長との均衡を図る理由が分からない。他の自治体病院における給与月額との均衡が一番説得力があり、A案が妥当だと考える。

○〔委員〕 富士宮を含めた富士医療圏は、医療関係が脆弱だと思う。630 問題については静岡県の中でも富士医療圏で起こっていると聞いている。静岡県の中でも東部の医師不足が悪く、東部の中で見ても富士医療圏が悪い。静岡県が学生に補助金を出しているようだが、医師が来るのは西部や中部ばかりで東部には来ない。この理不尽な富士医療圏の問題を解決してもらえるのであれ

ば、報酬の金額は高くても良い。

Q〔委員〕担当する職務には、630 問題や医師不足含めた問題も管理者に含まれるのか。

A〔事務局〕富士医療圏は医療が厳しい地域であり、630 問題も課題である。今後に向けた医療スタッフの確保についても、より厳しくなってくる。医師はもちろん、看護師、薬剤師等々、全国的に不足する傾向にあり、人材確保もしていかななくてはならない。また、富士市で弱い診療科の強化も必要である。なおかつ、一事業所として持続的ということを考えて収益を上げていかなければならない。病院の例はいくつか出ているが、その中でも課題が多い地域が富士医療圏であると考えている。

Q〔委員〕そうした課題に対しても、管理者が担うということか。

A〔事務局〕そのとおり。

○〔委員〕そういうことであれば、報酬はいくら払ってもいいと思う。「倒れるなら富士川を跨いで倒れた方がいい、救急車を呼んだ方がいい」と仲間うちで聞かすが、この状況では富士市に移住してくてくれないだろう。富士医療圏 35 万人規模であれば、3次救急になってほしいと思う。今新病院建設で審議されているようだが、医師会との連携もしっかりやってほしいし、救急医療センターが 10 年後もしっかりと機能しているのか心配している。そうしたこともマネジメントしていくのであれば、C 案の最大限の報酬でもいいと考える。4 年間の任期の中で結果を出していただきたい。

Q〔委員〕病院の事業管理者と医者との業務の兼任は非常に大変だと思うが、管理者は医者から選出するのか。

A〔事務局〕課題が多い富士医療圏の中央病院で管理者はかなりの重責であり、医師の業務と同時にやることへの心配はもっともである。特有の事情として、中央病院をこれから継続していくために、人材の確保が重要である。中央病院の場合は、東京慈恵会医科大学、浜松医科大学、山梨大学等があるが、人事面で医師として大学側の先生方と交渉をしなければならない。また、医師会との連携、地域医療の連携も必須である。そうしたことから、医師が管理者となることが一番適していると考えている。しかし、他の医師のように当直をやるのは、あまりに負担が増えるため、医

師としての診療業務については極力減らす。医師としてのスキルの継続も必要であるので、負担を軽減して診療業務を行い、経営に重きを置き、経営については管理者だけに負わせるのではなく、事務を中心にサポート、バックアップしていく体制を取る。そういった形を考えている。

Q〔委員〕一般会計補助金はどこから出ているのか。

A〔事務局〕富士市の一般会計からである。

Q〔委員〕富士市の税金から出ているということか。

A〔事務局〕そのとおり。

Q〔委員〕医師の給料に加えて、こちらの案の給料が加算されるのか。

A〔事務局〕医師が事業管理者となる場合は、資料にある年間支給額に加えて、特殊勤務手当、期末手当が支給される。医師でない者が事業管理者となる場合は特殊勤務手当を除いた額が年間支給額となる。これが全ての支給額である。

○〔委員〕同じ病院関係を比較したA案が妥当だと考える。

○〔委員〕A案、B案、C案と書いてある金額が支給の全てかと思っていたが、先ほどの説明で医師としての手当が別にあることを知った。もう一つ、富士医療圏は厳しい地域だということではあるが、医療圏人口を見ると、富士が36万6千人に対して、他の医療圏は富士市立中央病院より大きい。医療圏の規模が富士市は他の医療圏より少ないので、そこより下がってもいいのかと考えている。

○〔委員〕富士市の医療を高めていくためということが、一つの大きな目標だと思う。富士市民が、富士市にいてよかった、富士市は医療環境が特別で安心、安全に住める街だ、というようになってもらいたいと思っている。そのためには、良い医療体制を整えることが大事であり、良い医療体制を整えるには、良い医者、良い看護師にいていただきたい。人も限られた資源であるので、やはりいい人材を確保するためには、ある程度のもを用意しないと富士市の医療体制が強化していかないのではと思う。事業管理者の給与の案を出してきたが、病院事業の経営状況を過去5年間見ると非常に厳しいものであり悩んでいる。

○〔委員〕他市町の特別職の給料と比較するのがよいと思う。

Q〔委員〕管理者の給料に医師としての給料がプラスされるのか。

A〔事務局〕管理者の給料は資料にあるとおり、医師でない人がなった場合はその給料だけであり、医師がなった場合には、その金額に医師だけに支給される特別特殊勤務手当がプラスされる。医師の特殊勤務手当はどここの市町にもある。

Q〔委員〕新病院の建設は、当初の想定工事費が資材の高騰などにより 400 億円になり、病床も 520 床を 450 床に減らすとの報道のとおりか。

A〔事務局〕決定ではない。

Q〔委員〕受入れについて、新病院では、救急の 630 問題で地域の大きな病院が救急の提携をする
と聞いている。新病院建設費は別で支払い、現在の病院の収益から借金を返済するのか。

A〔事務局〕そのとおり。病院の建て替えは令和 13 年の開院を目指しており、新病院建設の借金は 30 年で償還していく。

Q〔委員〕今回の病院事業管理者は、病院経営を持続可能にするための施策だと思うが、資料では 6 つの病院しか出ていない。率先して始めたところは、この 6 つと考えているのか、他の資料がなかったのか。

A〔事務局〕静岡県内ではこの 6 つ挙げた病院の他にも、富士宮市立病院や沼津市立病院など公立病院がある。そちらは、一部だけ地方公営企業法という法律を適用した病院の運営形態になっている。全部適用という形態を採用している病院が県内では 6 病院だけである。静岡市立静岡病院は形態が異なり独立行政法人であり、浜松医療センターは指定管理者という運営形態となっている。

Q〔委員〕全部適用となり、経営が改善したというようなデータはあるのか。

A〔事務局〕細かいデータは手元にないが、資料にある病院は富士市立中央病院よりも医療収支が良い病院である。事業管理者を置く前と後では、やはり事業管理者を置いた方が経営成績が良くなっているというデータが取れている。これらの病院は、がん連携拠点病院の指定を早くから受けるなど、管理者がイニシアチブを取って積極的に病院を盛り立てていることが読み取れた。それらを踏まえ、今回、中央病院も全部適用にしたいと考えている。

Q〔委員〕県内でも全部適用の病院は中西部の病院ばかりなのか。

A〔事務局〕中西部の病院は、黙っていても医師が集まる病院である。東部の病院は、医師の確保が非常に難しい。今後、医師を集めてくるということも事業管理者を中心にやってくるので、非常に重責が重いと考えている。そうしたこともやりつつ、東部の病院として経営を健全化していくことが私たちの最終的な目標である。

Q〔委員〕東京慈恵会医科大学、浜松医科大学から派遣されていると聞いているが、なぜ他の大学から医師が来ないのか。

A〔事務局〕初期臨床研修医は他の病院、大学からも多く来ている。しかし、勤務先を選ぶ際、自分の先輩がいる病院であるとか、自分の学びたい教授のところに行きたいといった理由で医局に入る人が多い。中央病院は東京慈恵会医科大学から多くの派遣を受けているため、東京慈恵会医科大学の医師が多い。しかし、他の大学から全く来ないというわけではない。

○〔委員〕医師を呼ぶために高くてもいいから確保してほしいというのも理解できるが、公務員であり自治体病院との均衡を図るということも論理的に根拠がある。同じ富士市の職として、教育長と同じというのも説得力があると思う。

○〔事務局〕資料の他の自治体では、医療をとりまく環境が全然違っており、静岡市では富士市と同じ二次救急レベルの病院が6か所あるが富士市は1か所である。三次救急については、静岡市は3か所あり西部にもある。中部、西部にはそのような規模の病院がたくさんあり役割分担ができています。富士市の場合にはそれがないので、管理者としての負担感間違いなくこれら病院よりは多い。また、管理者の立場は院長よりも上になるため、給与も院長より高く設定している。教育長を例としたのは、教育長は副市長と違い、教育の分野だけに特化した組織のトップになるが、その考え方で、中央病院のトップは医療の分野のトップである。同じ限られた部分のトップということで、教育長を参考にしている。

Q〔委員〕西部に医師が集まり、東部は集まらない原因などは何か。

A〔事務局〕西部には医師を育成する浜松医科大学がある。中部・西部には浜松医科大学の関連病院が多くあり、浜松医科大学の医局から毎年自動的に決まった人数が派遣される。また、中部・

西部には大きい専門的な病院が複数あるので、働く側も自分のやりたい医療の病院を選べる。富士市立中央病院のようにオールマイティではなく、ある程度特化した大病院がいくつかあるところが中西部の強いところだと考える。

Q〔委員〕医療圏人口について、人口だけ見ると富士市が一番低くて、病床数は520床で平均的な数だが、病床は常に埋まっているのか。

A〔事務局〕病床数は、そこに受け入れることができる患者さんのベッド数だが、病院の医療スタッフ数など実際に稼働できる病床は変わるので、届け出をしている病床数と、実際に稼働している病床数は違う。当院でも520床となっているが、現在、病棟の改修工事をしており、実際に稼働できている病床は450床不足である。

Q〔委員〕工事前はいかがか。

A〔事務局〕工事前は、基本的には520床を稼働していた。

Q〔委員〕市によっては救急車を有料化にするという案があると聞くが富士市はそのような案はないのか。また用もないのに救急車を呼ぶ状況はあるのか。

A〔事務局〕三重県松坂市では有料にしている。富士市についても当然検討しなければいけないが、金額を上げるのではなく、すぐに救急車を呼ぶのではなくてまず自分で問い合わせをする救急のダイヤルを先日整備した。これでもまだ改善が見込めないようであれば、最終的には有料化も検討する可能性があるが、今の段階ではそこまでではないと考えている。

○〔会長〕結論を出したいと思う、ここで決まらなければ、後日、審議会を開く。

【集計結果】

A案	B案	C案
2	7	1

○〔会長〕過半数の7名がB案を適当と認めたため、こちらを採用する。ご協力ありがとうございます。引き続き答申案の素案について、事務局から説明をいただく。

<追加説明>事務局からB案の答申案の素案を説明

- 〔会長〕本日委員の皆さまからいただいた意見を基に修正し、事務局は原案を作成していただきたい。皆様からいただいた意見を基に修正を加え、15日に私と会長代理で市長に答申する。細かい修正は私と事務局にお任せいただき、皆様に納得いただけるような答申を出す。よろしいか。
- 〔委員〕異議無し。
- 〔会長〕ありがとうございます。すべて終了したため事務局にもどす。皆様ご協力ありがとうございました。
- 〔事務局〕答申については、1月15日午後1時から、会長と会長代理にお願いすることになっている。他の委員の皆様には、後日答申案の写しを送付させていただく。委員の皆様方には活発な議論をいただきありがとうございました。病院運営の中でも参考になる意見を多くいただきました。本日はご多用の中、誠にありがとうございました。

(以上)



令和7年1月15日

富士市長 小長井 義正 様

富士市特別職報酬等審議会
会 長 増 田 正 之

特別職報酬等の額について（答申）

令和7年1月8日に市長から本審議会に諮問のあった病院事業管理者の給料の適正額について、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 病院事業管理者の報酬等の額

新たに設置される病院事業管理者の給料の額は、742,000円とすることが適当である。

2 審議に当たっての基本的な考え方

- (1) 病院事業管理者の職責
- (2) 富士市立中央病院の経営状況
- (3) 市民の理解を得られる水準
- (4) 県内において病院を設置している都市の状況
- (5) 本市における常勤特別職の考え方

3 審議経過及び内容

富士市の公立病院である中央病院は、約36万人の富士保健医療圏における基幹病院として、高度急性期、急性期医療を中心とした医療に加えて、救急・小児・周産期医療、がん医療といった、公立病院に期待される医療を提供していく必要があり、また大規模地震等の災害時において、災害拠点病院としての重要な役割がある。

医療の現場では、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続いている。

そのような中、中央病院は、令和7年4月より地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業を総括的に管理する病院事業管理者の設置により、病院組織の指揮監督を行うことで、より機動性が確保された経営を行うことができる。これにより、医師をはじめとする医療職の確保及び経営改善を継続的に行い、市民に安全・安心な医療を提供することが求められる。

事業管理者の給与については、その職責等から、本市特別職との均衡を重視するとともに、県内他市の全部適用病院の事例を参考にした設定とすることが妥当であり、本市教育長の給与制度に準じた設定とするという結論に至った。

(以上)